

# 東日本大震災からの復興に当たって(参考)

---

平成23年9月14日

# 東日本大震災からの復興に当たって

## 問題意識

- ◆被災地においては復旧・復興が最優先課題。全国的には電力需給のひっ迫が急務。
- ◆同時に、中長期的には、将来世代が安心して暮らせる持続可能性ある社会を形成する責務がある。

## 視点

- ◆環境との調和を図りつつ被災地の活力を取り戻す
- ◆安全・安心と環境が調和した計画や事業の実施 ◆復興を通じた環境負荷の低減
- ◆環境への配慮が被災地・被災者への負担とならないよう、環境との調和、経済発展、社会的公正の3つの視点のバランスのとれた持続可能な社会を目指す

## 取組

### 低炭素社会

- 環境負荷の少ない都市構造実現・交通対策
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 住宅・建築物の省エネ促進

等



《イメージ図:集約型都市構造》

### 自然共生社会/生物多様性保全

- 自然の持つ防災機能の活用
- 多自然工法の採用等、社会資本整備における生物多様性の観点への配慮
- 土地利用の再検討(干潟再生への活用等)

等

#### 《多自然工法》



#### 《干潟の再生》



### 循環型社会

- 膨大な災害廃棄物を可能な限り再利用(例)コンクリートくず→公園緑地、宅地盛土等
- 木材等の地域バイオマスのエネルギー源への活用

等

#### 《災害廃棄物の再利用》



#### 《木材の利用》



写真: 朝日新聞

応急対応、応急復旧から本格的な復旧・復興に向けて

## 1 【応急の対応】

人命救助を第一義  
として被災者の救助支援  
陸・海・空にわたる  
緊急輸送路の確保等

## 2 【当面の応急復旧】

<平成23年度補正予算>

- ①被災したインフラのうち緊急に  
対応すべきものの復旧
- ②被災者向けの住宅確保
- ③今後の復旧・復興に向けた調査

## 3 【今後の復旧・復興】

- ①被災者の生活再建と安定
- ②新たな発想による復興まちづくり
- ③地域産業・経済の再生とそれを支える都市・交通基盤
- ④災害に強い国土構造への再構築

### <地域ごとの被災状況>

リアス式海岸地域

市街地が  
壊滅的被害



リアス式海岸地域

山側には津波被害の  
ない市街地も存在



平野部

主として農地・沿岸部  
集落に被害



内陸部

盛土造成地に被害



考え方

- 被災状況や地理的条件は地域によって大きく異なる
- 従来のハード対策では、大規模津波から守りきれない地域への対策が必要
- 住民、自治体が取り組む復興の支援に向けて、政策を総動員

→地域の状況に応じて、平地の活用や高台移転を適切に組合わせ。  
 →津波対策の目標、地域ごとの特性を踏まえたハード・ソフトの総合的な対策を推進。

施策の方向性

(1) ハード・ソフトの施策を総合した「津波防災まちづくり」

地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「**多重防御**」による「**津波防災まちづくり**」を推進するための制度を創設。

【施策例】

- ・海岸堤防等の復旧・整備、市街地の整備・集団移転、避難対策の確保、必要な区域における建築制限等の実施等、津波防災対策の推進
- ・社会資本整備重点計画の見直しによるハード・ソフト連携施策の推進 等

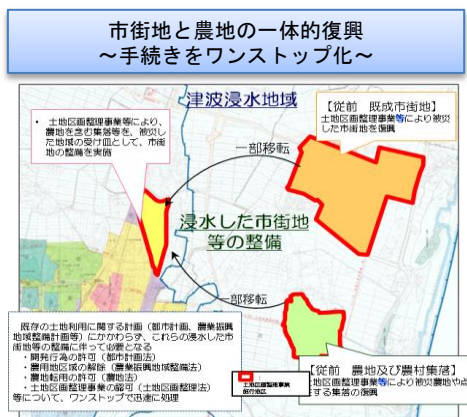
(2) 縦割りを排した市街地と農地の一体的な土地利用調整と事業実施

地域が進める復興事業の円滑な実施を図るため、土地利用調整を円滑・迅速に行う仕組み（ワンストップ化）等を検討。

【施策例】

- ・既存の土地利用計画（都市計画、農業振興地域整備計画等）の効力の停止や許認可手続き等のワンストップ化の検討
- ・所有者の所在が不明な土地の取扱いについての検討（例：自治体が一時的に土地を管理できるような仕組み）
- ・住宅地と農地を一体的に再編する地区画整理事業の検討

等



(3) 復興まちづくりへの支援

自治体の復興まちづくりを人材面、技術面、情報面で支援するとともに、官民連携（PPP）等の取組を推進。

【施策例】

- ・被災地の調査・分析やマンパワーの提供等による自治体による復興プランの策定の支援
- ・地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体による事業（仮設住宅コミュニティのマネジメント、まちづくり等）の支援
- ・官民連携（PPP）による被災地の復興や、新たな広域的な地域づくり（被災地のまちづくり、産業振興等）に係る支援
- ・復旧・復興に資する技術に関する情報提供

等

# 低炭素都市づくりガイドラインー概要

## ＜ガイドラインの目的、対象範囲、活用場面＞

ガイドラインは、低炭素都市づくりに関する考え方と対策の効果分析方法を示しています。これから低炭素都市づくりを検討する自治体での活用が期待されています。

## ガイドラインの目的

以下の考え方等を示し、地方公共団体の取組を支援すること。

- ①低炭素都市づくりに関する基本的な考え方
- ②低炭素都市づくりに関する対策効果の把握に必要となる方法論、数値情報

## ガイドラインの対象範囲

- ①対象とする温室効果ガスは、我が国の温室効果ガスの大半を占め、都市構造と深いかかわりのあるエネルギー起源「CO<sub>2</sub>」を対象とする。
- ②CO<sub>2</sub>削減に資する都市づくりに関連する交通・都市構造、エネルギー、みどりの各分野のハード・ソフトの幅広い施策を対象としている。

## ガイドラインの活用場面

- ・ 都市計画マスタープランの改定等に際して低炭素都市づくりを都市全体で検討する。
- ・ 都市・地域総合交通戦略等の計画の策定や都市交通施設整備、再開発事業、都市計画施設の整備等を促進していく際に低炭素化への配慮を行う
- ・ 新実行計画策定時に都市づくり施策を検討する。
- ・ 低炭素都市づくりのための対策の効果分析を行う。

## 「新実行計画」との関係

地方公共団体の地球温暖化対策は、地球温暖化対策推進法に基づく「新実行計画」により取り組まれますが、本ガイドラインに基づく成果は、「新実行計画マニュアル」に基づく成果を踏まえつつ「新実行計画」へ積極的に盛り込まれることを想定しています。

# 低炭素都市づくりガイドライン—考え方と方針

## 〈低炭素都市づくりの考え方と方針〉

ガイドラインの第Ⅰ編には、低炭素都市づくりの考え方と方針を示しています。都市構造の変革が低炭素化に大きく関連することから、都市を集約型の構造に転換するとともに、その転換にあわせて低炭素化に取り組むことが重要です。

### 低炭素都市づくりの考え方

都市のCO<sub>2</sub>排出状況と排出構造を踏まえた、効果的なCO<sub>2</sub>排出削減に向けた方策の選択が必要

そのためには、現在のCO<sub>2</sub>排出量を把握し、他都市とも比較しながら、どの分野でどのような方策を実施することが効果的か自己診断することが必要。

この自己診断にもとづいた方策の選択については、集約型都市構造への転換による低炭素化にあわせて、「交通・都市構造」、「エネルギー」と「みどり」という分野別に9の方針を提示した。→第Ⅱ編に9の方針にそった方策をとりまとめ

この方策の選択と組合せによる効果の把握については、具体的な手順を第Ⅲ編に明示。

### 集約型都市構造への転換

- 土地を効率的に利用し多様な自然環境を保全するコンパクトでミクストユースの集約型都市構造の実現⇒方針1
- 自動車交通に過度に依存しない交通体系の実現⇒方針2,3

### 集約型都市構造への転換にあわせた低炭素化への取組

- 都市構造の転換が、エネルギー分野やみどり分野の取組の条件を整え、その展開のきっかけとなる
- エネルギー多消費型都市活動の改善と地域で循環するエネルギー供給体系の確立⇒方針4,5,6
- 都市空間の隅々にいきわたり、都市を取り囲むみどりの空間の確保⇒方針7,8,9

#### A. コンパクトな都市構造の実現と交通対策 (拡散型都市構造から集約型都市構造への転換)

##### 方針1 集約型都市構造の実現

- 集約拠点への公共施設・サービス施設等の立地及び居住の誘導
- 土地利用の複合化(ミクストユース)によるエネルギー需要平準化
- 未利用エネルギー源周辺への大規模な熱需要施設の立地誘導
- 市街地の緑化の推進と周辺の緑地等の保全による緑のネットワークの形成

##### 方針2 交通流対策の推進

- 自動車交通の円滑化のための道路整備
- 交通需要マネジメント

##### 方針3 公共交通機関の利用促進

- 公共交通機関の整備及びサービスの改善

#### B. エネルギーの効率的な利用と未利用・再生可能エネルギーの活用 (エネルギー多消費型都市活動の改善)

##### 方針4 低炭素化に寄与する省エネルギー建物への更新

- 集約化による建物更新の機会を捉えたエネルギー利用の効率化
- 周辺環境を取り入れた省エネルギー建築の立地誘導

##### 方針5 エネルギーの面的活用

- 一体的な都市機能更新の契機等を捉えた面的エネルギーシステムの導入

##### 方針6 未利用・再生可能エネルギーの活用

- 未利用エネルギーの賦存量と需要の調整
- 再生可能エネルギーの活用
- 都市開発を契機とした未利用・再生可能エネルギーの面的導入促進

#### C. 緑地の保全と都市緑化の推進(自然との共生)

##### 方針7 吸収源の確保

- 緑地の保全・創出
- 市民との連携等による都市緑化の推進

##### 方針8 木質バイオマス利用の推進

- 緑地の保全・管理+市街地での木質バイオマス利用

##### 方針9 ヒートアイランド対策による熱環境改善

- 多様なスケールに応じたヒートアイランド対策の連携

土地利用の具体化

都市機能の複合化

みどりによる生物の多様性確保

建物の効率化・環境共生

交通移動面での効率性・回遊性の向上

低炭素型の集約型都市構造の実現

ガイドラインには、交通・都市構造分野、エネルギー分野、みどり分野毎に対策メニューと対策の例を整理しています。



低炭素型の集約型都市構造の実現

# 生物多様性基本法の構成

## 前文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

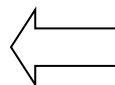
## 目的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

## 基本原則

### 生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用



### 保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- ④長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携

## 年次報告

白書の作成(運用上は、環境白書・循環白書と統合)

## 生物多様性戦略

**国の戦略**：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

**地方の戦略**：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

## 基本的施策

### 保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

### 持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

### 共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進



ビジョン(中長期目標(2050年))

自然と共生する世界を実現する

ミッション(短期目標(2020年))

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する

## 20の個別目標

※赤字: 国土交通省関連の取組例

### 戦略目標A: 生物多様性を主流化することにより、損失の根本原因に対処する

- 目標1: 生物多様性の価値を、人々が認識する。
- 目標2: 生物多様性の価値を政府の計画に組み込む。  
(都市における生態系ネットワーク計画(緑の基本計画))
- 目標3: 生物多様性に有害な措置(補助金を含む)が廃止され、正の奨励措置が策定、適用される。  
(自治体レベルでの緑化の義務付け制度)
- 目標4: 全ての関係者が行動を行い、計画を実施する。  
(開発事業における環境配慮、生物生息域を創出する河川・公園事業)

### 戦略目標B: 生物多様性への直接的な圧力を減少させる

- 目標5: 森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減する、または零に近づく。(干潟の再生等の自然再生)
- 目標6: 過剰漁獲を避け、回復計画が実施され、漁業の生態系への影響を安全の限界の範囲内に抑える。
- 目標7: 農業・林業が持続的に管理される。
- 目標8: 汚染が有害でない水準まで抑えられる。  
(海の再生、河川・湖沼の水質浄化、下水道整備)
- 目標9: 外来種が制御され、根絶される。
- 目標10: 気候変動の影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系を悪化させる人為的圧力を最小化する。

### 戦略目標C: 生物多様性の状況を改善する

- 目標11: 少なくとも陸域の17%、海域の10%が保全される。
- 目標12: 絶滅危惧種の絶滅が防止され、保全状況が改善される。
- 目標13: 遺伝子の多様性が維持される。

### 戦略目標D: 生物多様性から得られる恩恵を強化する

- 目標14: 生態系サービス提供され、人の福利に貢献し、その際弱者のニーズが考慮される。
- 目標15: 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の回復を通じ、生態系が気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 目標16: 遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が施行され、運用される。

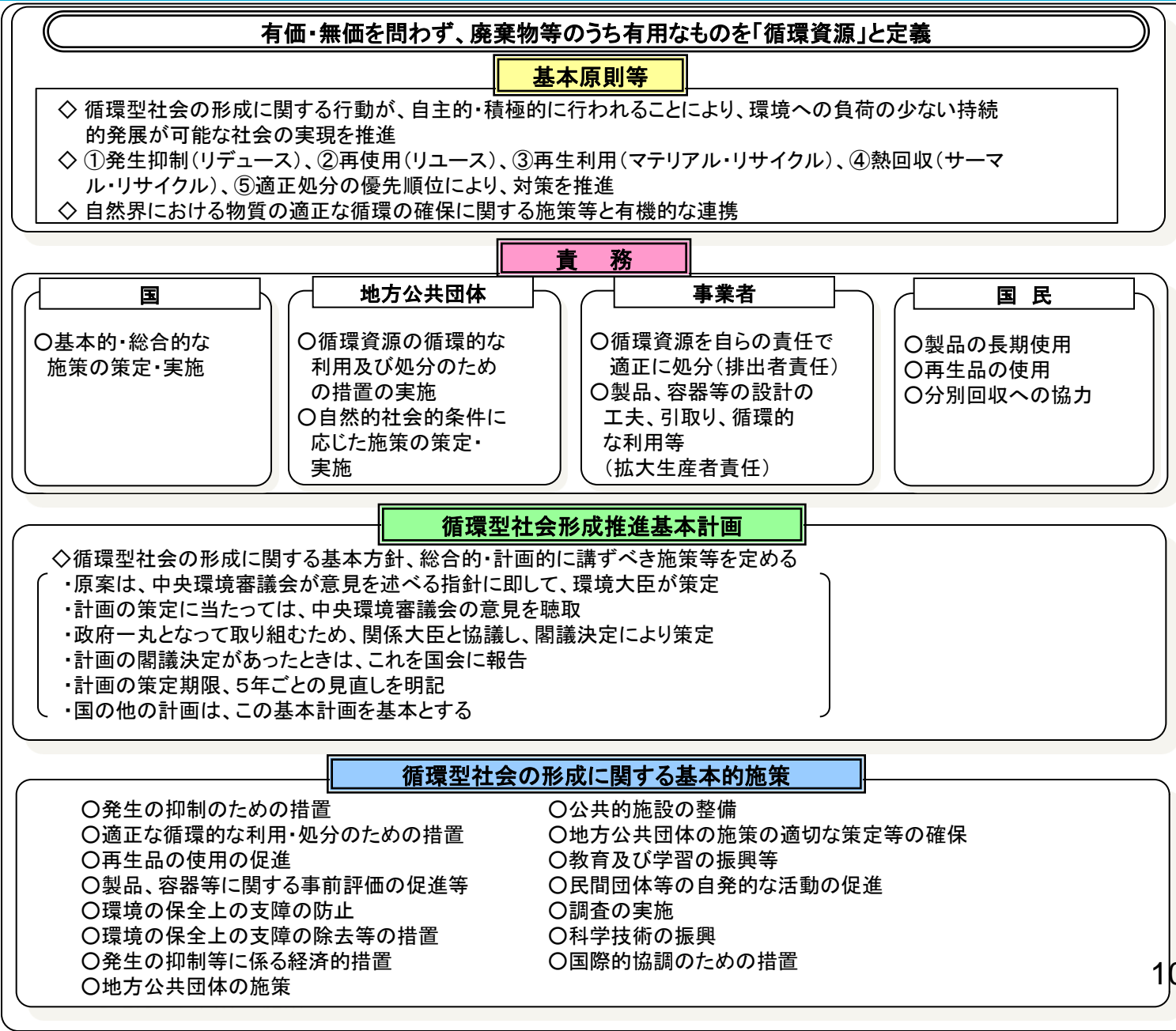
### 戦略目標E: 参加型計画立案等を通じて実施を強化する

- 目標17: 効果的で参加型の国家戦略及び行動計画を策定する。
- 目標18: 伝統的知識が尊重される。
- 目標19: 関連する知識・科学的基礎及び技術が改善、共有、適用される。(「地球地図」、河川水辺の国勢調査)
- 目標20: 人的・資金的能力が顕著に増加する。

# 循環型社会形成推進基本法の構成

## 循環型社会の形成

**循環型社会**  
 :①廃棄物等の発生抑制、  
 ②循環資源の循環的な利用(再使用、再生利用、熱回収)の促進、  
 ③適正な処分の確保により、  
 天然資源の消費を抑制し環境への負荷が低減される社会



## 現状と課題

- 関係主体の取組により、最終処分量の減少など循環型社会の形成の推進に一定の成果
  - 世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性
- 3 Rの徹底など国内外において循環型社会の形成をより一層進めていくことが課題。

## 循環型社会の中長期的なイメージ

- 「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取組とも統合した、「持続可能な社会」の実現
  - より良いものが多く蓄積され、それを活かした豊かさが生まれる「ストック型社会」の形成
- 地域の特性に応じた循環型社会（地域循環圏）、「もったいない」の考えに即したライフスタイル、関係主体の連携・協働、ものづくりなど経済活動における3 Rの浸透 など

## 各主体の取組

### ○連携・協働

循環型社会の形成に向け、すべての主体が相互に連携

### ○国民

- ・マイ箸、マイバッグの利  
用などのライフスタイル  
の变革

### ○事業者

- ・不法投棄の防止や3 Rの徹底  
廃棄物処理の高度化、産業間連携

### ○NGO/NPO、大学等

- ・連携・協働のつなぎ手  
・知見の充実や信頼情報の  
提供

### ○地方公共団体

- ・関係主体のパートナーシッ  
プを図るとともに、国全体の  
取組を総合的に実施

### ○国

- ・関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施

- ①低炭素や自然共生との統合的取組（廃棄物発電やバイオマス利活用）、
- ②「地域循環圏」の形成推進、③3 Rに関する国民運動、
- ④グリーン購入の徹底など循環型社会ビジネスの振興、⑤発生抑制を主眼とした3 Rの仕組みの充実、⑥3 Rの技術とシステムの高度化、⑦情報把握と人材育成、
- ⑧ごみゼロ国際行動計画や東アジア循環型社会ビジョン、資源生産性の向上等国際的な循環型社会の構築

## 浚渫土を埋立に利用

清水港(静岡市)の浚渫により発生した土砂を、同港の用地造成に利用(静岡県)



## コンクリートがらを盛土材として利用

- ・津松阪港(三重県)の護岸工事で、旧護岸を撤去したコンクリート塊を破砕機で破砕し、土と混合し、新護岸の盛土材として利用(国土交通省)
- ・国営昭和記念公園(東京都)において、コンクリート塊を盛土材料として活用(国土交通省)



旧護岸の撤去状況



コンクリート塊破砕状況



盛土転圧状況



コンクリート塊を盛土材料として利用した公園緑地

## 道路(伐採木を法面緑化に利用)

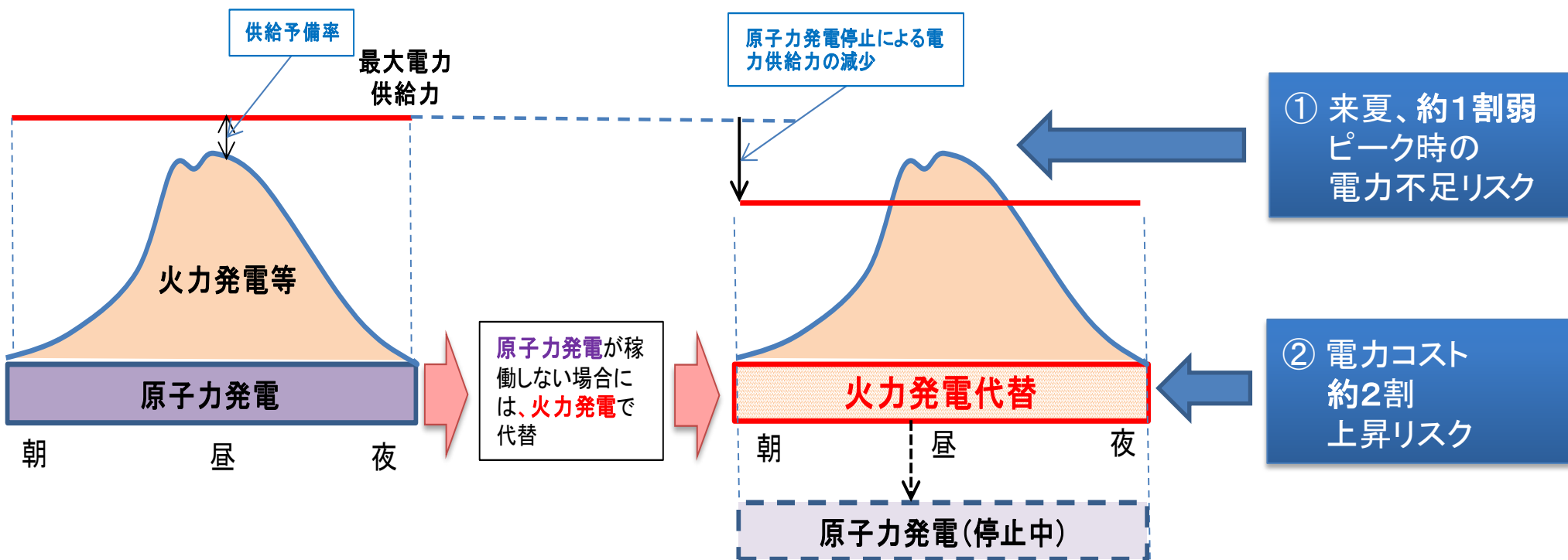
伐採木をチップ化し、一般国道9号 東伯(とうはく)・中山(なかやま)道路(鳥取県)において、法面の緑化材料として利用(国土交通省)



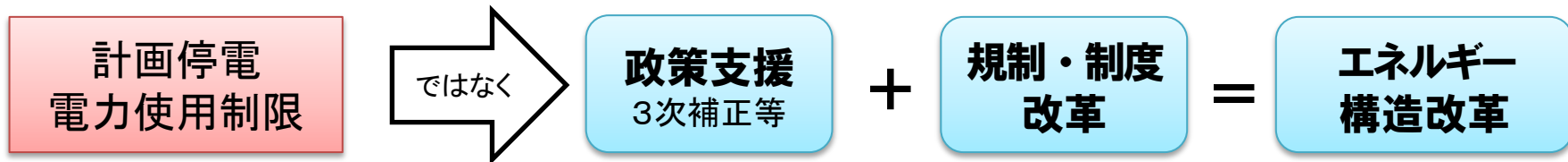
## 河川(掘削土を盛土材へ利用)

河道掘削による発生土を盛土材として利用(国土交通省)

- ① 来夏、約1割のピーク電力の不足の見通し
- ② 電力コスト約2割上昇の見通し(現状15兆円→さらに3兆円増加)



## 対応策



ピークカット対策	需要構造改革	省エネ製品 (高効率空調、LED照明等)	省エネ投資 (省エネ住宅・ビル・工場等)	需要家による電力投資 (蓄電池、太陽光発電、燃料電池等)	ピークカット料金メニュー (大口の需給調整契約)	電力消費見える化 (スマートメーター5年集中整備)
	あらゆる電源総動員	蓄電池	再生可能エネルギー (太陽光発電等)	自家発の活用		
コスト低減策	電力の総需要合理化	省エネ製品 (高効率空調、LED照明等)	省エネ投資 (省エネ住宅・ビル・工場等)	地域ぐるみの節電行動への支援		
	供給構造多様化	多様な産業・ベンチャー等再生可能エネルギー発電等へ参入促進	夜間電力の競争促進 (電気事業者、電力会社への電力卸売事業者、自家発など、夜間電力は余剰あり)			
電力システム改革	電力システム 規制・制度改革 着手	送電・配電事業 中立性向上 (発電、小売事業の参入促進による発送電分離促進、競争の中でコストの革新)				
再稼働も含めた原子力安全対策	7月11日「我が国原子力発電所の安全性の確認について」政府方針に従って対応	左記により安全性が確認された原子力発電所を再起動				

## (1) 基本理念1:新たなベストミックス実現に向けた三原則

現行の  
エネルギーミックス

新しい  
ベストミックス

### 原則1:原発への依存度低減のシナリオを描く。

- 原子力発電に電力供給の過半を依存するとしてきた現行のエネルギーミックスをゼロベースで見直す。
- すなわち、原子力発電については、より安全性を高めて活用しながら、依存度を下げていく。
- 同時に、再生可能エネルギーの比率を高め、省エネルギーによるエネルギー需要構造を抜本的に改革し、化石燃料のクリーン化、効率化を進めるなど、エネルギーフロンティアを開拓する。

### 原則2:エネルギーの不足や価格高騰等を回避するため、明確かつ戦略的な工程を策定する。

- 政策の予見可能性を高め、経済活動・国民生活への影響を最小限にするため、安全で安定的、効率的かつ環境にも優しいエネルギー構造を再構築する工程を検討し、明確にする。
- エネルギー不足やエネルギー価格の高騰により、経済活動と国民生活に支障が生じないよう常に最善の対応を図る。
- 国際的な環境や政策の展開を注視する。

### 原則3:原子力政策の徹底検証を行い、新たな姿を追求する。

- 原発への依存度の低減のシナリオを具体化するに当たり、原子力政策の総合的な検証を行う。
- どの程度の時間をかけてどこまで依存度を下げていくのか、新世代の原子力技術開発をどう扱うのか、バックエンド問題や核燃料サイクル政策をどうするのか、世界最高水準の安全性の実現や現存する原子力発電の安全確保を担う技術や人材の確保・育成をどう図るのか、国際機関や諸外国との協調・協力をどのように強化していくのかといった点も含めて明らかにする。

## (2) 基本理念2:新たなエネルギーシステム実現に向けた三原則

集権型の  
旧システム

分散型の  
新システム

### 原則1:分散型のエネルギーシステムの実現を目指す。

- 新たな技術体系に基づく革新的なエネルギーシステムを目指す。
- 現在の集権型エネルギーシステム(地域独占の電力会社による大規模電源が電力供給の太宗を担うシステム)の改良ではなく、分散型の新たなエネルギーシステムを目指す。
- 分散型エネルギーシステムへの転換が、エネルギー・環境技術への民間投資を喚起し、新しいビジネスモデルを構築する。経済成長の源となる。
- エネルギーシステムの分散型への転換を、日本の経済社会構造そのものを地域分散型に変革する基盤とし、我が国国土・環境の保全や地域社会の維持・発展につなげる。

### 原則2:課題解決先進国としての国際的な貢献を目指す。

- 技術と政策に裏打ちされた解決手法を実現し、課題解決先進国として世界に貢献する。
- 内外の知見を我が国に結集し、世界に先んじて新たなエネルギーシステムの構築を実現する。

### 原則3:分散型エネルギーシステム実現に向け複眼的アプローチで臨む。

- 当面のエネルギー需給安定策を具体化すると同時に、未来を志向した新たなエネルギーシステム実現の中長期の戦略を構築する。
- 当面の対策と中長期の戦略は相互補完的なものとする。
- 当面の対策は、中長期的な方向性を視野に入れ、エネルギー構造の変革を先行実施する内容とすると同時に、中長期的に効果を発揮する施策であっても、早期に着手し具体化する。出典:平成23年7月29日第2回エネルギー・環境会議資料に基づいて作成



## 基本理念3：国民合意の形成に向けた三原則

「反原発」と  
「原発推進」の  
二項対立

「原発への依存度  
低減のシナリオ」  
という共通テーマで国  
民的議論

### 原則1：「反原発」と「原発推進」の二項対立を乗り越えた国民的議論を展開する。

- 反原発と原発推進の二項対立のプロセスは、議論を閉塞させ専門家の判断と国民世論の不幸な乖離を生み出した。
- 既存の技術体系からなる原子力発電に関しては、現行計画を白紙から見直し、その依存度を下げるといった方向性は国民全体が共有できるものであるとすれば、この「原発への依存度低減のシナリオを具体化する」という共通テーマで国民的議論を展開する。
- このことが実りあるエネルギー選択につながる。

### 原則2：客観的なデータの検証に基づき戦略を検討する。

- 原子力発電のコスト、再生可能エネルギーの導入可能量等、データに基づく客観的な検証を行い、現実的かつ具体的な議論を行う。
- エネルギー・環境会議に「コスト等試算・検討委員会」(仮称)を設置して検討を行い年末の基本方針の策定に反映する。

### 原則3：国民各層との対話を続けながら、革新的エネルギー・環境戦略を構築する。

- 官邸主導で打ち出す省庁横断的な大きな方向性と、利害関係者も参加した関係省庁における具体的な制度設計等の検討を有機的に組み合わせる。
- 国民各層の意見を聞きながら、国益重視のエネルギー戦略を実現する。出典：平成23年7月29日第2回エネルギー・環境会議資料に基づいて作成

## (1) 短期(今後3年の対応)

**エネルギー構造改革の先行実施。当面は需給安定に全力。**

**原発への依存度低減について、国民的議論を深め、対応を決定。**

- 需要構造の改革、効率的で環境性に優れた供給構造の多様化に着手し、電力システム改革もスタートする。
- 同時に、原子力事故・安全対策の徹底検証、原子力行政・規制等の見直しを行い、原発への依存度低減について、国民的議論を深め、対応を決定する。
- 特に需給が不安定な当面については「当面のエネルギー需給安定策」に基づき、ピーク時の電力不足とコストの抑制に取組み、エネルギー需給の安定に万全を尽くす。原子力に関しては、安全性が確認できた原子力発電は活用する。
- 需要構造の改革と供給の多様化に向け、今後半年から1年をかけて政策支援と制度改革を直ちに具体化し、社会の意識改革との相乗効果を狙う。

## (2) 中期(2020年を目指して)

**新たなベストミックスとエネルギーシステムを目指す。**

- 2020年までを目途として、分散型のエネルギーシステムの普及促進に取り組む。
- 原発への依存度低減も含めた新たなエネルギーベストミックスに基づく戦略実施を本格化する。

## (3) 長期(2020年から、2030年又は2050年を目指して)

**新たなベストミックスとエネルギーシステムの成果を実現する。**

- 2030年から2050年を概ねの目途として、新たなエネルギーベストミックスを実現し、新技術体系を踏まえた新たな電力システムの確立、定着に取り組む。



# 国土交通省の洋上風力発電の推進のための取組

## <現状と課題>

- 沿岸域：既に、鹿島港や瀬棚港において洋上風力発電施設が設置されているが、更なる推進を図るためには、他の利用との調整を円滑に図るシステムの構築が必要。
- 沖合：広大な空間と安定した風環境を有しており、風力発電のポテンシャルは高いが、国内外において深水域でも対応可能な浮体式洋上風力発電の実績はない。

### 沿岸域（港湾）における取組

#### ○今後の取組

- ・円滑な許認可手続き等の利用調整を行うための関係機関による協議会の設置など調整スキームの検討あわせて、非常時における風力発電施設と蓄電池を活用した電力供給システムの検討（実証実験予定）

鹿島港（茨城県神栖市）  
2,000kW × 7基



瀬棚港（北海道せたな町）  
600kW × 2基



### 沖合（浮体式）における取組

#### ○今後の取組

- ・浮体式洋上風力発電の普及に向けた安全面の環境整備として安全ガイドラインを作成。その際、関係省庁の行う実証事業等との連携を十分に図る。

（参考）具体的な検討内容

- ・台風、地震、潮流・海流等我が国固有の気象・海象状況を踏まえて以下の事項について検討
  - ・浮体及び風車の動揺を考慮した構造強度、復原性（転覆耐性）等の安全性確保
  - ・設置及び維持管理の安全・効率性確保
  - ・大規模展開時の安全性確保
  - ・非常時（船舶衝突時等）の安全性確保 など



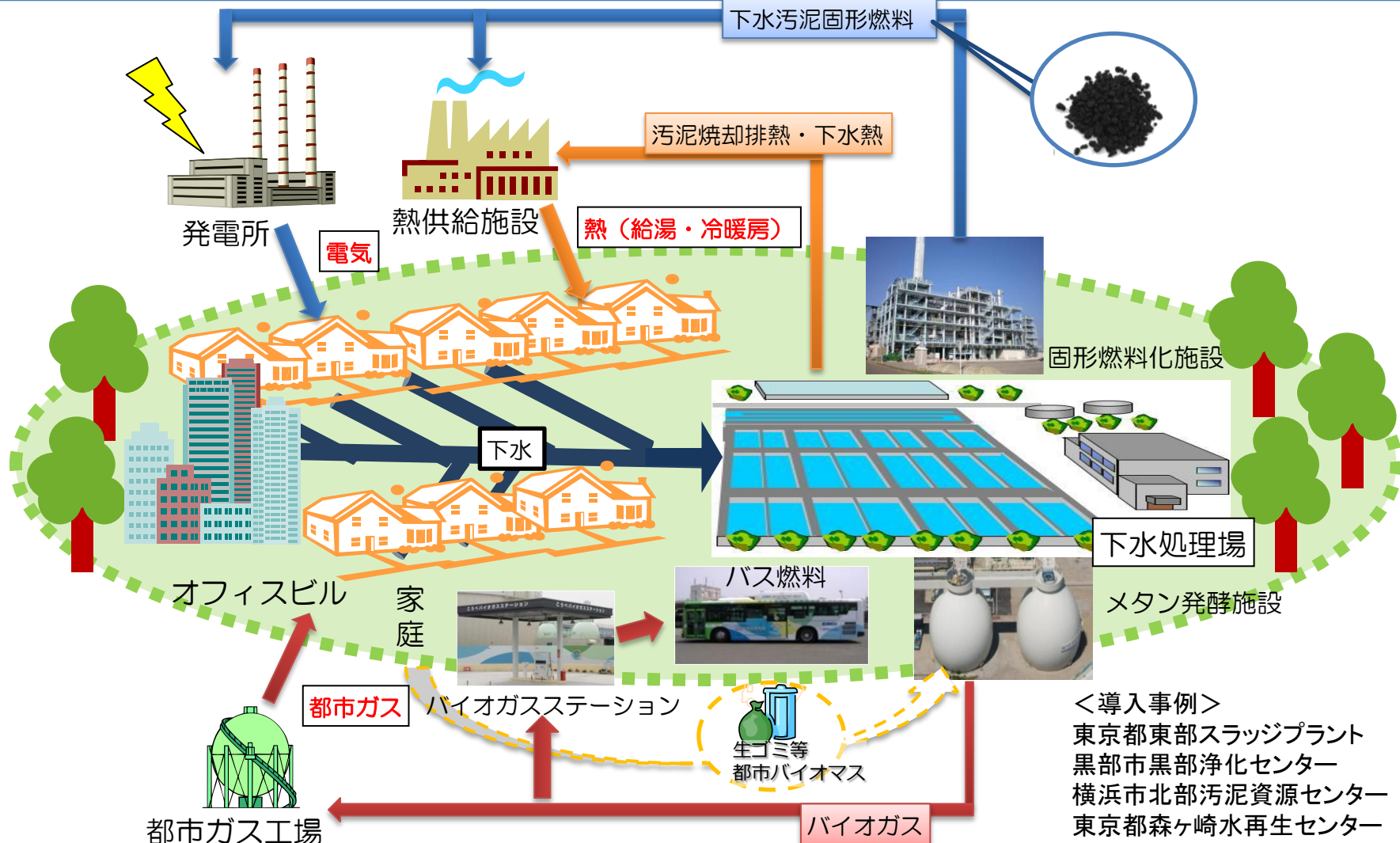
ノルウェー実証実験

海洋空間の利活用を推進する上で、事業者、地方自治体、漁業者、海運事業者等の関係者間の調整を円滑にする仕組みが重要

内閣官房総合海洋政策本部事務局をはじめとする関係省庁と連携し、洋上風力発電を強力に推進

# 下水道の再生可能エネルギーの活用推進

- 地域で発生する汚水を下水処理場で集約処理。
- 下水処理で発生する下水汚泥と、都市部で発生する生ゴミ等の都市バイオマスを集約処理し、再生可能エネルギー化。
- 固形燃料、バイオガス、汚泥焼却廃熱、下水熱等の下水道が有する再生可能エネルギーを地域に還元



<導入事例>  
 東京都東部スラッジプラント  
 黒部市黒部浄化センター  
 横浜市北部汚泥資源センター  
 東京都森ヶ崎水再生センター 等 21

### 《法律の趣旨・目的》

エネルギー安定供給の確保、地球温暖化問題への対応、経済成長の柱である環境関連産業の育成の観点から、再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、固定価格買取制度を導入する。

### 買取対象

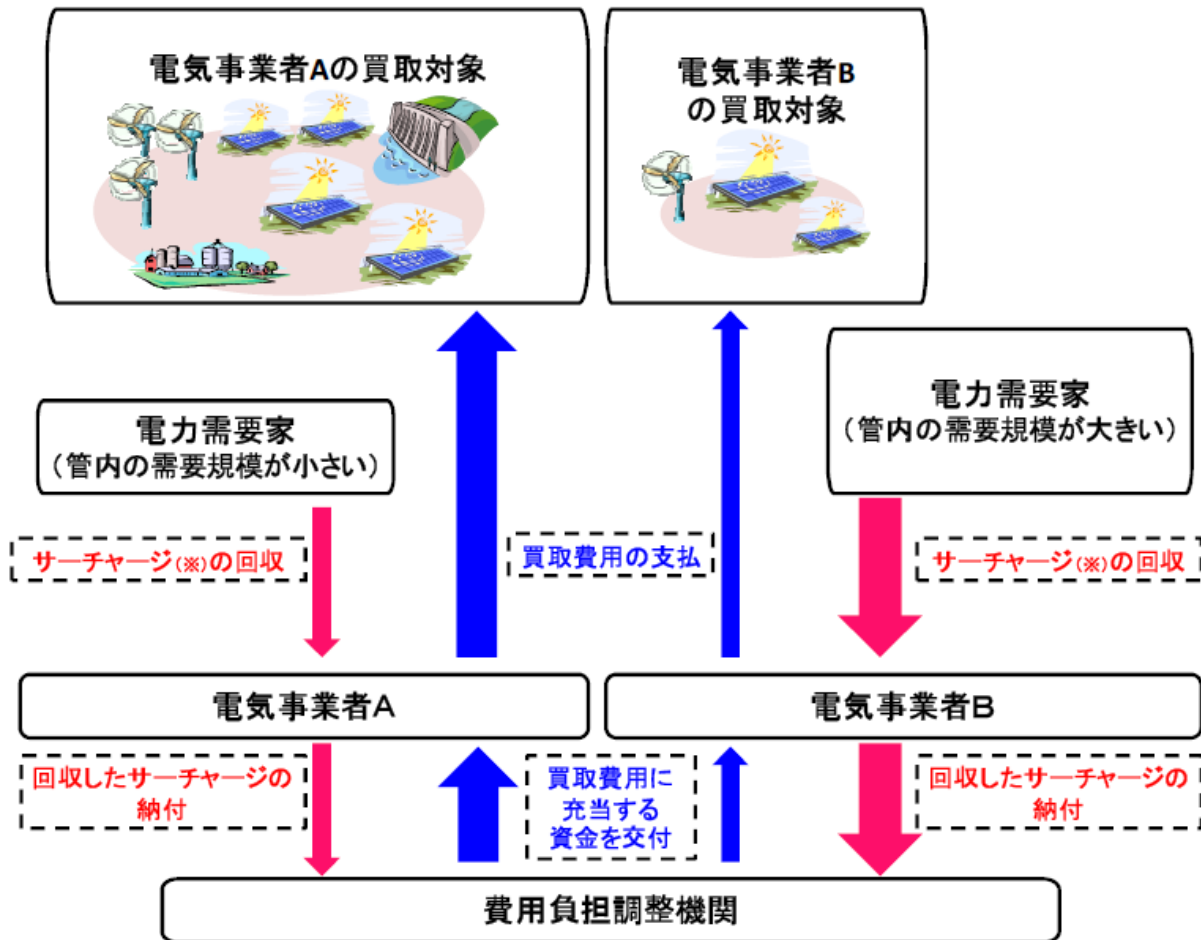
- ・太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等。
- ・適正に再生可能エネルギー源を用いて発電を行う設備であること等の点を踏まえて経済産業大臣が認定。

### 買取義務

- ・電気事業者は、買取りに必要な接続や契約の締結に応じる義務を負う。
- ・買取価格・買取期間は、再生可能エネルギー源の種別、設置形態、規模等に応じて、関係大臣と協議した上で、中立的な第三者委員会の意見に基づいて経済産業大臣が決定。

### 買取費用の負担方法

- ・各電気事業者がその需要家に対し、使用電力量に比例したサーチャージの支払を請求することを認める。
- ・地域間でサーチャージ単価が同額となるよう、地域間で調整を実施。
- ・電力多消費産業、東日本大震災の被災地の需要家に対する配慮措置を講ずる。



※サーチャージ単価については、電気事業者によらず、全国均一。

## 《背景・趣旨》

未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る。「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)の中で、環境・エネルギー、健康などの7つの戦略分野と、成長への貢献度の高い21の施策を「国家戦略プロジェクト」として選定しており、「環境未来都市」構想が国家戦略プロジェクトに位置付けられた。

## 《施策の内容》

環境モデル都市等から厳選された戦略的都市・地域に対し、以下の施策を集中投資する。

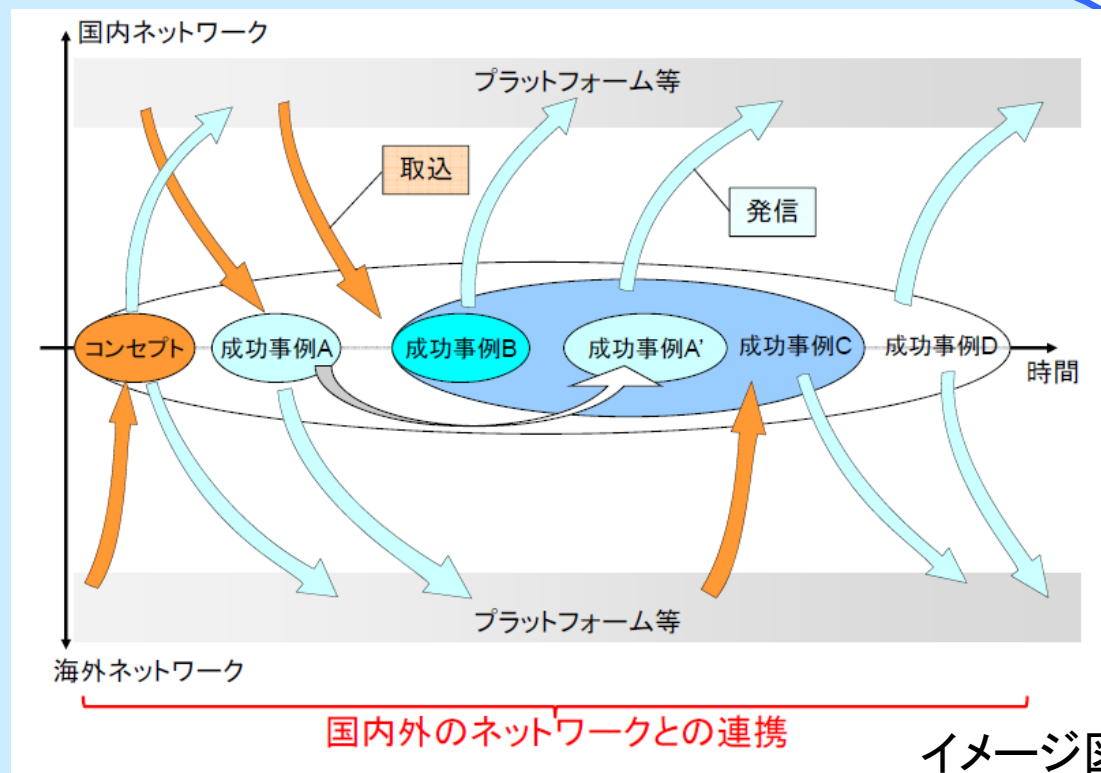
- ・スマートグリッド、再生可能エネルギー、次世代自動車を組み合わせた都市のエネルギーマネジメントシステムの構築
- ・事業再編や関連産業の育成
- ・再生可能エネルギーの総合的な利用拡大

## 《手段》

- ・環境未来都市整備促進法(仮称)の制定
- ・関連予算の集中、規制改革、税制のグリーン化等
- ・都市全体を輸出パッケージとして、アジア諸国との政府間提携を進める

## ※今後のスケジュール

8月下旬から環境未来都市を公募を開始し、本年12月に選定。  
来年以降モデル事業を実施。並行して財政上・税制上の措置や法制度を検討する。



イメージ図

## 趣旨・背景

### ◆ 生物多様性が深刻な危機に直面

- 希少な野生動植物の減少
- 二次的自然(里地里山など)の手入れ不足
- 外来種の侵入による生態系の攪乱

### ◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要

### ◆ 生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大

- 生物多様性基本法(平成20年)の制定
- 生物多様性条約COP10の開催(愛知県名古屋市)



地域希少種の減少



シカによる樹木の採食



里山における  
竹林の伐採

**地域における多様な主体の有機的な連携による生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要**

公布

平成22年12月10日

施行

平成23年10月1日(基本方針については公布の日)

## 制度の概要

### ◆ 基本方針の策定

- ・環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定

### ◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成
- ・NPO等による計画の案の作成について提案
- ・自然公園法等の許可等に係る行為については、環境大臣又は都道府県知事の協議・同意。
- ・地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
- ・地域連携保全活動計画に従って行う活動については、自然公園法、森林法及び都市緑地法等の許可等を受けなくてもよいとする特例措置



地域連携保全活動  
(希少種の餌場となる水辺の整備)

### ◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

- ・関係者(活動実施者、土地所有者、企業等)間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

### ◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- ・環境大臣が生物多様性保全上重要な土地(国立公園等)を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のため意見の聴取

### ◆ 所有者不明地に関する施策の検討

- ・土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる



# 地域連携保全活動基本方針(案)の概要

## 前文

### 第1章 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

#### ◆地域の生物多様性と「地域連携保全活動」

- 地域の暮らし・文化と生物多様性
- 「地域連携保全活動」とは

#### ◆地域連携保全活動の促進の意義

- 生物多様性保全の推進と豊かな暮らしの源泉
- 地域の個性の再認識と魅力的で活力ある地域づくり
- 豊かな感性の涵養と文化的な生活

#### ◆地域連携保全活動の促進の方向

- 多様な主体の参加・連携の促進
- 地域の特性に応じた活動
- 目標に向けた成果の共有と柔軟な実施
- 科学的な視点に立った活動の推進
- 経済的な価値を生み出す工夫

### 第2章 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

#### ◆市町村、都道府県、国の役割と施策の役割

#### ◆多様な主体に期待される役割

農林漁業者、NPO・NGO等、地域住民、企業等の事業者、教育・研究機関、専門家等

※パブリックコメント:6月3日～7月3日

公布:9月30日(予定)

### 第3章 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

#### ◆地域連携保全活動計画の作成にあたっての基本的な考え方

- 作成過程へ地域の多様な主体が参画
- NPO等による提案の取入れ
- 地域の自然的・社会的な特性の理解と計画への反映
- 各種計画との調和、関係者等との調整
- 活動計画の評価と柔軟な見直し

#### ◆地域連携保全活動計画の内容

- 区域 ○目標 ○活動の内容
- 国や都道府県との連携 ○計画期間

#### ◆特例措置に係る手続及び他法令・計画等との調整

### 第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

#### ◆農林漁業に係る生産活動との調和

- 地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項
- 地域連携保全活動と農林漁業の一体的な促進

#### ◆社会資本整備との調和

- 在来植物による緑化、生態系の状況を把握するための調査等を地域連携保全活動として促進
- 地域連携保全活動を行おうとする者との間で相互に連携・調整

### 第5章 その他地域連携保全活動の促進に関する重要事項

#### ◆地域連携保全活動協議会の設置・運営

#### ◆地域連携保全活動支援センターの設置

## 災害廃棄物処理に係る主な目標

- 生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物を平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね移動 ⇒達成
- その他の災害廃棄物については平成24年3月末までを目途に仮置場へ移動
- その他の災害廃棄物の中間処理・最終処分については、平成26年3月末までを目途

## 被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の災害廃棄物処理の進捗状況(9月5日現在)

県	がれき推計量 (千t)	家屋等解体により発生するがれき量(がれき推計量の内数) (千t)	仮置場への搬入 済量(千t)	撤去率 (解体を除いたがれき推計量に対する 搬入済量の割合) (%)	平成24年3月目標 の達成状況(がれき推計量に対する 搬入済量の割合) (%)
岩手県	5,078	898	3,711	86%	73%
宮城県	15,691	8,369	7,791	95%	50%
福島県	2,280	225	981	48%	43%
合計	23,049	9,492	12,483	85%	54%

注)がれき推計量:衛星画像を用いて浸水区域を特定し、これを基に環境書において津波により倒壊した家屋等のがれき量を推計したもの。なお、がれきの仮置場への搬入が概ね終了している市町村等については、搬入済量を基にして推計したのがれき量を計上。

搬入済量 :平成23年9月5日現在で県を通じて把握がなされた仮置場への搬入済量を集計したもの。なお、この搬入済量には、家屋等家屋等解体により発生したのがれきで撤去した完了したものも含まれている。